北上市告示甲第114号

北上市延長保育事業費補助金交付要綱を次のように定め、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月26日

北上市長 八重樫 浩 文

北上市延長保育事業費補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1 この告示は、就労形態の多様化に伴う保育時間の延長に対する需要に対応する ため、保育所、認定こども園又は地域型保育事業所の通常の開所時間を超えて延長 保育を実施することに対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、北上 市補助金交付規則(平成3年北上市規則第57号)及び北上市補助金交付要綱(平成 3年北上市告示第16号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 (定義)
- 第2 この告示において「延長保育」とは、延長保育事業実施要綱(延長保育事業の 実施について(令和6年4月1日付けこ成保第225号こども家庭庁成育局長通知) 別紙)に規定する「一般型」で実施される延長保育事業をいう。

(補助対象者)

第3 補助対象者は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第27条に規定する施設型給付費の支給に係る施設として確認を受けた施設の設置者及び法第29条に規定する地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認を受けた地域型保育事業を行う者のうち小規模保育事業を行うもの(以下「特定教育・保育施設等」という。)とする。

(補助対象経費)

第4 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、延長保育の実施 に要する人件費その他延長保育の実施に必要な経費とする。

(実施要件)

- 第5 特定教育・保育施設等は、延長保育の実施に当たっては、次の各号に掲げる延 長時間区分に応じ、当該各号に定める要件を満たさなければならない。
 - (1) 1時間延長 開所時間を超えて1時間以上の延長保育を実施し、延長保育時間内の1日当たり平均対象児童数が3人以上いること。ただし、次号に掲げるものを除く。

- (2) 2 時間延長 開所時間を超えて 2 時間以上の延長保育を実施し、延長保育時間 内の 1 日当たり平均対象児童数が 3 人以上いること。
- (3) 30分延長 前2号に該当しないもので、開所時間を超えて30分以上の延長保育を実施し、延長時間内の1日当たり平均対象児童数が1人以上いること。
- 2 平均対象児童数は、前項に規定する延長時間区分ごとに各週の最も多い利用児童数を年間で平均して得た数(1人未満の端数が生じたときは、これを四捨五入して得た数)とする。

(補助金の額)

- 第6 補助金の額は、延長保育を実施する保育所、認定こども園及び小規模保育事業 所ごとに、次の各号により算定した額の合計額とする。
 - (1) 補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額又は別表に定める額のいずれか少ない方の額
 - (2) 北上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等規則(平成27年北上市規則第12号)別表第1に定めるA階層及びB階層に該当する世帯(法第19条第2号の認定を受けた保護者に係る小学校就学前子ども(満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの以外のものに限る。)の属する世帯の階層区分は、同表の階層区分を準用する。)又は同規則第2条に規定するひとり親世帯等に属する児童について減免した延長保育料の額。ただし、児童1人当たり月額3,500円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第7 補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書に延長保育実施計画書その他の市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8 市長は、第7の規定による申請があった場合は、内容を審査し、適当と認めた ときは補助金交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9 補助金の交付決定を受けた者は、補助金交付請求書に延長保育事業実績書その 他の市長が必要と認める書類を添えて、市長に請求しなければならない。

(補助金の取消し等)

- 第10 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
 - (2) その他市長が適当でないと認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消したときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

(補則)

第11 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

別表 (第6関係)

特定教育・保育施設等	延長時間区分	補助金額
保育所及び認定こども園	1時間	円
		1,760,000
	2時間	2,761,000
	30分	600,000
小規模保育事業所	1時間	1, 422, 000
	2時間	1,760,000
	30分	600,000